

# 北勢門校区公共施設太陽光発電設備導入事業（オンサイトPPA） に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本実施要領は、篠栗町が所有する公共施設に太陽光発電設備を導入し、オンサイト PPA (Power Purchase Agreement) 方式による電力供給事業を行うものである。よって本事業実施するにあたって事業者を公募する為、必要な事項を定めるものである。

## 2. 事業の概要

本事業は、町内脱炭素化を促進するにあたり、本事業仕様書に示す町所有公共施設の第三者所有モデルであるオンサイト PPA 方式を導入し、太陽光による再生可能エネルギー施設の設置及び電力供給を行うものである。平時はもとより非常時においても活用できるようレジリエンスの強化も図る。別紙仕様書で示す対象公共施設の調査/計画→設備設置→PPA 事業を一括して発注する。

また、対象公共施設のオンサイト PPA を実施すると共に、自営線、蓄電池及び充放電設備等の付帯設備を利用した新たな持続可能な提案を受ける。

- 業務名称 北勢門校区公共施設太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA）
- 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 業務期間 調査計画/設備設置：契約締結日の翌日～令和 8 年 3 月 3 1 日  
オンサイト PPA 事業：令和 8 年 4 月 1 日から（20 年以内で協議により決定する。）
- 特記事項 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金やその他本事業が対象となる補助金事業を活用し本事業を実施する。将来における本町の電気使用料金に反映されることから、可能な限り本町との共同申請により本事業の補助金採択を受けるよう相互に努める。

## 3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

## 4. スケジュール

本町ゼロカーボンシティ準備室及び募集事業所のスケジュールは下記の通りとする。

日程	内容	
	町ゼロカーボンシティ準備室	参加事業所
9 月 2 7 日	町ホームページ公募開始の公表	
1 0 月 1 5 日	参加表明締め切り	参加申込兼誓約書（別紙 1）の提出
1 0 月 1 7 日～ 2 3 日	現地確認	参加事業所各 3 名以内の参加 ※図面等の資料提供は行わない。
1 0 月 2 5 日	質疑受付締め切り	質疑書（別紙 2）の提出
1 0 月 3 0 日	質疑に対する回答、ホームページ上 で公表予定	質疑回答の確認 (ホームページで公表)

11月6日14日	企画提案書等の提出締め切り	下記(3)提出書類に基づき提出 ※提出により参加表明とする。
11月21日	プレゼンテーション審査	場所：役場3階 会議室 控室 役場2階 中会議室 時間：14時(参加者へは別途通知)
11月28日	参加事業所に対し採択結果を通知	メールにて採択結果を通知

## 5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者(共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。)であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (2) 専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (4) 再エネ設備設置及び電気事業の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること(記載は3件まで可とする)。

上記実績履歴については、下記を参考とする。

- ・民間を含めたPPA事業の採用実績
  - ・企業、地方公共団体所有施設または土地等における、太陽光発電パネルの設置事業の実績等(選定・契約・受注段階も可)
  - ・公共施設等への再生可能エネルギー設備の設置実績
  - ・施設の屋上又は屋根等における10kW以上の太陽光発電設備等設置工事の請負又は発電事業
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
    - ・建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
    - ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

- (6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。

エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

オ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

キ 当該自治体競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。

## 6. 参加申込

参加申込兼誓約書（別紙1）を4.スケジュールで記載する期限内までに電子メールにて提出すること。また辞退する時は、任意様式で文書での提出を行うこと。

## 7. 質疑・応答

(1) 提出方法 プロポーザル質疑書（様式2）により、電子メールにて提出すること

※送信後は必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で受信したことを確認すること

※電話又は口頭による質問は受け付けない

※参加申込兼誓約書（別紙1）を提出した者のみ質疑ができる。

(2) 期 限 令和6年10月25日（金） 12時00分まで（必着）

(3) 提 出 先 篠栗町役場 都市整備課 ゼロカーボンシティ準備室【メール:zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp】

※本業務の性質を鑑みペーパーレスを実行する為、電子データでの提出のみとする。

(4) 回答方法 令和6年10月30日（水）に質問者からの回答をホームページに掲載予定とする。

※質疑数により遅れる場合もある。

## 8. 企画提案書の提出

(1) 提 出 書 類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を電子データで提出すること。事前の参加表明は不要とする。

ア 企画提案書等の提出について（様式3）

イ 企画提案書

エ 資格確認書類

① 法人にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）、個人にあつては身分証明書

② 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書、個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、県税（個人事業税）、市町村民税に未納の税額がないことの証明書

※いずれも特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時に滞納がないことを証する証明書

③ 実績一覧（本業務実績を含む）

※その他本町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある

(2) 提 出 期 限 令和6年11月6日（水）14日（木） 17時00分まで（必着）

(3) 提 出 方 法 電子メール及び電子媒体（CD及びDVDのみ）による直接持参も可

※(2)提出期限までの提出とするが、本町のセキュリティの関係上、電子メールでの提出ができない場合等がある。よって提出時には、必ず電話にて連絡すること。またこのような場合は、提出時の電話連絡時点で提出したとみなす。

(4) 提 出 先 篠栗町役場 都市整備課 ゼロカーボンシティ準備室

電話：092-405-0583 メール：zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp

## 9. 企画提案書作成方法

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を作成すること。

- (1) 企画提案書表紙
- (2) 企画提案書

※全て書式等は任意のものとする。企画提案書の提出は各業務、1者につき1案とする。

※本業務仕様書及び本要領別紙「プロポーザル方式における審査の項目」を参照し作成すること。

## 10. 審査方法

### (1) 審査

- ① 本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、篠栗町プロポーザル等審査委員会が審査を行う
- ② プレゼンテーションの順番は、企画提案書を本町に提出された順番と同じものとする。
- ③ 提案の評価基準・項目は、別表1のとおりとし、審査委員会の合算における最も点数の高い業者を選定する。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

- ① 日 時 令和6年11月21日（木） 14時00分から
- ② 場 所 役場3階 会議室（控室 役場2階 中会議室）
- ③ 開催方法 対面方式
- ④ 実施時間 1業者につき20～25分間

**注意** プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに行うこととし、変更や差し替え等は認めない

## 11. 審査結果

- (1) 通知方法 審査を受けたすべての申請者に文書にて通知することとする
- (2) 通知時期 令和6年11月28日（木）

## 12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない
- (3) 提出された書類は、提出者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない
- (4) 本町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする

## 13. 情報公開及び提供

本町は企画提案者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 14. その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本通貨に限る

### (2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある

なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできない

### (3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに通知すること。（様式は任意）

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

~~カ 参加見積書の金額が3. 見積上限額を超過した場合~~

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、委託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本町が必要と認める場合には、町は、委託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう）することができるものとする

### (6) 2. 事業の概要の内容

2. 事業の概要にある「付帯設備を利用した新たなる持続可能な提案」について、プロポーザルにおいて提案を受けたものとし、本事業契約締結後、実現可能か協議する。

### (7) ペーパーレスの実施

プロポーザル実施までの提出書類は、やむを得ない場合を除き、PDF 等での電子媒体とする。

### (8) 週休2日制の実施

国不入企第47号 平成6年3月27日付け 「公共建築工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」により国土交通省が示した週休2日を取り入れること。

### (9) その他

申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないまたこのような事が無いよう、本事業要領、本事業仕様を熟知し、質疑、応答があれば6. 質疑・応答の期限までに書面にて提出すること。

## 15. 対象施設の電気料金（令和5年度実績）

篠栗北中学校、社会体育館	576万円
北勢門小学校	632万円
すぎのこ児童館	117万円（指定管理者が支払）

## 16. 問い合わせ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場 都市整備課 ゼロカーボンシティ準備室

TEL (092) 405-0583 メールアドレス [zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp](mailto:zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp)

別表 1

北勢門校区公共施設太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA）プロポーザル方式における審査の項目		
評価項目	評価の内容	配点
体制について	<p>○以下の内容を総合して 10 点を上限に採点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営母体の財務の健全性・安定性、組織等が十分であるか</li> <li>・ 業務を実施する上で十分な体制であるか</li> <li>・ 業務を円滑かつ効果的に実施できるか</li> </ul>	10
事業内容について	<p>○以下の内容を総合して 60 点を上限に採点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象公共施設に係る太陽光発電設備の総出力が大きい</li> <li>・ 対象公共施設に係る蓄電池の総容量が大きい</li> <li>・ 対象公共施設の太陽光発電電力の自家消費率が高いか</li> <li>・ 提案内容による温室効果ガス排出削減量が算出されているか、削減効果の計測、検証方法は実現可能なものか</li> <li>・ 非常時（災害時）の利用における利便性が充実しているか</li> <li>・ 対象公共施設に充電設備や充放電設備が、設置されているか</li> <li>・ 太陽光設備だけで留まらない新たな提案や創意工夫がなされており、持続可能なものであるか</li> <li>・ オンサイト PPA による概算電気料金が算出されており、「15. 対象施設の電気料金」と比較されているのか</li> </ul>	60
設備設置について	<p>○以下の内容を総合して 30 点を上限に採点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備設置の施工が、無理のないスケジュールになっているか</li> <li>・ 週休 2 日を考えたスケジュールになっているのか</li> <li>・ 設備設置の施工体制、施工管理等が十分なものになっているか</li> <li>・ PPA 事業実施期間において、実施体制やメンテナンス等の体制が十分なものであるか</li> <li>・ PPA 事業実施期間において、故障やトラブルにおいて、早急に対応できる体制になっているか</li> </ul>	30
合計		100